「鍵預かりサービス」についてのよくあるご質問

【料金について】
Q．利用料金はいくらですか。また、登録後にいったん鍵を返してもらってから、また鍵を預ける場合は、その都度利用料金がかかりますか。
A．利用料金は１件の登録につき 3,000 円（税込）となります。なお、一回登録した方（ご家庭）へ鍵を返却したあとに、また預けた場合でも料金は必要ありません。

Q．鍵預かりサービスの利用を辞めた場合、利用料金は返却してもらえますか。
A．利用を辞めた場合でも利用料金の返却はいたしません。なお、再度鍵を預けたい場合は無料でご利用いただけます。

【鍵のお預かりについて】
Q．預ける鍵はスペアキーでも構いませんか。
A．純正キー（錠前メーカー名と約 8～10 桁の長い鍵番号が刻印いるキー）のみをお預かりいたします。それ以外の鍵（いわゆるスペアキー）についてはお預かりしませんのでご注意ください。

【鍵の返却について】
Q．サービス対応時間以外の時間帯に鍵の紛失に気づいてしまったのですが、どうしても対応してもらえませんか。
A．基本的なサービス対応時間は平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなっております。それ以外の時間帯でも市営住宅管理センター職員が対応できる場合がありますので、市営住宅管理センターへお電話ください。
　なお、業務時間外のお電話は提携している警備会社経由での対応となり、職員もセンター以外の場所からの駆けつけ対応となりますので、対応に長時間かかることをご了承ください。（状況によりどうしても職員対応ができない場合もございます）

Q．入院した際に、親族や友人に頼んで自分の代わりに市営住宅管理センターに行ってもらって、鍵を返してもらおうと思っているのですが可能ですか。
A．当鍵預かりサービスでは、ご本人以外に鍵をお渡しすることは想定していませんので、代理人の方からのお申し出のみで鍵を返却することはありません。
　万が一ご本人が入院した場合に鍵が必要な場合は、ご本人と市営住宅管理センター職員が対面もしくはお電話にてご意思を改めて確認させていただき、代理人様へ鍵をお渡しするかどうか判断いたします。

Q．鍵をなくしてしまい預けた鍵を返してもらった際に、もう一度鍵を預けたい場合、合鍵を作製して預けてもよいですか。
A．結構ですが、鍵専門店やメーカー等で制作した純正キーのみをお預かりいたします。なお、合鍵はご自身の負担で製作ください。

【安否確認関係について】
Q．万が一、安否確認をする必要があった場合、市営住宅管理センターの職員だけで鍵を使用して住宅の中に入ることはありますか。
A．市営住宅管理センター職員だけでお預かりした鍵を使用して住宅玄関を開錠することは一切ありません。
　センター職員の巡回状況や近所等の通報から、住宅玄関を開錠し安否確認を行うのが適当と判断した場合でも、必ず東松島市役所職員、警察官、消防署員等公的機関の同行のもとに鍵を持参して開錠に立ち会うことといたします。

【その他】
Q．自分の不在中に玄関ドアが開けられたような感じがするのですが、市営住宅管理センターに預けた鍵で開けることはありますか。
A．市営住宅管理センター職員が、預けていただいた鍵を使用して勝手に住宅玄関のドアを開錠することは絶対にありません。なお、鍵を預けてもらう際には鍵を封筒に入れていただき、ご本人から封をした部分に押印をしてもらうこととしております。
　また、鍵の管理はダイヤル付きの耐火金庫で行うほか、金庫を入れる部屋についても常に施錠しておりますのでご安心ください。なお、お預かりしている封入してある鍵の状況も、複数人の職員で定期的に確認いたします。

Q．住宅玄関ドア以外の鍵も預かっていただけませんか。
A．当サービスでは、住宅玄関ドア以外の各種鍵は一切預かりません。また、その他金銭、物品等についても同等に一切預かりません。

読んでもわからないことがあったり、ご不安な点があったりした場合は、どうぞ遠慮なく下記のお問い合わせ先までお電話ください。

【お問い合わせ先】
東松島市営住宅管理センター（一般社団法人東松島みらいとし機構）
電話：0225-98-7727
（受付時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）